

議事録（公開用）

総 会 件 名	第 17 期第 33 回 農業委員会総会					
開 催 日 時	令和 5 年 5 月 25 日 木曜日 16 時 00 分					
開 催 場 所	役場 2 階会議室					
出 席 委 員	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
農 業 委 員	1	山内 典貴	○	2	大城 武	○
	3	眞喜志 条治	○	4	宮城 丈也	○
	5	松本 政隆	○			
農地利用最適化 推 進 委 員	喜如嘉	平良 哲	○	大宜味	金城 百恵	○
	大宜味	普久原 温	○	津波	照屋 時康	○
	塩屋	米須 章	○			
	津波	比嘉 貢野	○			
議事録署名委員	4 番 宮城 丈也 委員			5 番 松本 政隆 委員		
事 務 局 職 員	局長 大嶺 実			事務局 平良 長真		
そ の 他 出 席 者						

議事日程

- 1：議事録署名委員の指名
- 2：議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について
- 3：議案第 102 号 農地中間管理事業に係る地域計画区域外の農地等の貸借に係る
選定基準について（諮問）
- 3：報告第 69 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

議事録（公開用）

「第 17 期第 33 回 農業委員会総会 令和 5 年 5 月 25 日（木）」

議長 ただいまから 第 17 期第 33 回農業委員会総会を開催します。委員の過半数が出席していますので、会議規則第 5 条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 それでは、議事日程について事務局より説明を行います。

事務局長 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

日程第 3 議案第 102 号 農地中間管理事業に係る地域計画外の農地等貸借に係る選定基準について（諮問）

日程第 4 報告第 69 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

議長 以上で議事日程の説明を終わります。

日程第 1 会議規則第 17 条の規定による議事録署名委員の指名を行います。本日の会議の議事録署名委員は 4 番 宮城 丈也 委員と 5 番 松本 政隆 委員を指名します。

議長 日程第 2 議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について 1 件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

受付番号：1 申請日：5 月 9 日 受付日：5 月 9 日

譲渡人：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

譲受人：[REDACTED] 住所：[REDACTED]

農地の所在：白浜[REDACTED]

登記地目：畑 現況地目：畑

登記面積：8,584 m² 実面積：8,584 m²

議事録（公開用）

申請の種類：所有権移転 対価(円)：

議長 続きまして現地調査の報告を私の方からいたします。

整理番号 1 番 調査日：5 月 15 日

申請地：白浜

調査員：眞喜志 条治 比嘉 貢野 事務局職員

現況：休耕地

権利取得後の計画性：バナナを栽培する

周辺地域との関係：問題なし

稼働人員：1 人 稼働日数：200 日

議長 これで現地調査報告を終わります。

議長 議案第 101 号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 101 号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 101 号は原案のとおり可決します。

議長 日程第 3 議案第 102 号 農地中間管理事業に係る地域計画外の農地等貸借に係る選定基準について（諮問）審議いたします。 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 102 号 農地中間管理事業に係る地域計画外の農地等貸借に係る選定基準について（諮問）

みだしのことについて、農業経営基盤強化促進法が改正されることに伴い、農地利
用集積計画から促進計画に変更することになりました。

つきましては、農地中間管理事業に係る地域計画区域外の促進計画での受け手の選
定基準を設定する必要があるため、別紙にて基準を作成しましたので諮問していた

でございますようお願い申し上げます。

農地中間管理事業に係る地域計画区域外の農地等貸借に係る選定基準について

大宜味村が策定する地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項）の外に位置する農地の貸借について下記のとおり農地等貸借に係る基本要件と選定基準を設ける。

1.貸付先（受け手）の基本要件

大宜味村は下記の全ての基本要件を満たすものを対象に農地の貸付先として選定する。

属性要件・・・下記のいずれかに属すること

- ・国の定める基準の担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体及び集落営農組織）に位置付けられている者
- ・地域計画（人・農地プラン）の中心経営体に位置付けられている者
- ・今後、地域計画において農業を担う者として位置付けられることが確実と見込まれる者

（※地域の推薦書又は市町村の推薦書等で確認）

全部効率要件・・・下記のすべての要件をみたすもの

- ・保有する全ての農地が効率的に耕作されており、かつ農地に違反転用がない者
- ・農業をする上での機械設備が十分に確保されており、かつ農業をするうえでの労働力が確保されている又は今後確保される事が見込まれる者
- ・農業をする上での技術があると見込まれる者

農作業従事要件・・・下記のいずれかの要件をみたすもの

- ・農作業に年間 150 日以上従事する事が見込まれるもの。
- ・農作業従事日数が年間 150 日未満であっても、植え付ける作物を育てる上での農作業日数に支障がないこと。（※植え付け作目や土地面積等で判断）

地域との調和要件・・・下記の要件をみたすもの

- ・農地の集団化及び農作業の効率化に支障が生じないと見込まれるもの。
- ・その他、周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと。

2. 優先配慮基準

大宜味村は担い手が利用する農地の集約化を促進し、当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。

- ・担い手の農地利用の集約化の観点から地域内の利用権の交換等を行う場合
- ・過去1年以内に当該農地等に利用権を有していた者が借受を希望する場合（再設定）
- ・農地整備事業等の事業計画に基づく農地集積先へ利用させる場合
- ・地域の話し合い等に基づき、基本要件を満たすものへ集積・集約が図られる場合
(地域の推薦書など)

- ・当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる基本要件を満たすもので借受希望者がいる場合。ただし複数いる場合は希望条件と適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位を付けた上で、順次協議する。

- ・青年等就農計画を作成し、新規に就農しようとする者又は新規に就農した者が当該計画に基づいて農用地等を借り受ける場合。（大宜味村からの推薦書など）

- ・対象農地が農用地区域内にある遊休農地であり、借り受けの意思がある者は当該受け手のみと判断した貸借。

3. 運用について

貸付先（受け手）の選定

貸借期間、賃料、農地の状況等が農地の受け手の経営の安定・発展に資するものであり、かつ選定基準に適合するものであるかを確認の上で選定する。

選定内容の報告

受け手の選定を行った場合は、農地中間管理事業推進チーム会議、最適化推進会議等で報告を行う。

附則

この基準は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

議長 日程第 4 報告第 69 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 報告第 69 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

整理番号：1 届出日：4 月 27 日 受付日：4 月 27 日

届出内容：相続による所有権移転

権利取得者氏名： 住所：

農地の所在：①田港 ②田港 ③田港

登記地目：①②畑③田 現況地目：①②畑③田 面積：①927 m²②860 m²③3,084 m²

取得した権利の種類：所有権

権利取得日：令和 3 年 8 月 22 日

農業委員会によるあっせん等の希望の有無：無

整理番号：2 届出日：5 月 10 日 受付日：5 月 10 日

届出内容：相続による所有権移転

権利取得者氏名： 住所：

農地の所在：①田港 ②田港

登記地目：①②畑 現況地目：①雑種地②畑 面積：①185 m²②329 m²

取得した権利の種類：所有権

権利取得日：令和 4 年 12 月 20 日

農業委員会によるあっせん等の希望の有無：無

議長 ただいまの事務局から説明ありました報告第 69 号についてなにかご質問などございませんか？

議事録（公開用）

全員 （なし）

議長 ないようですので、以上で報告第 69 号を終わります。

議長 これで、本日の日程はすべて終了です。これをもちまして第 17 期第 33 回の農業委員会総会を閉会いたします。引き続き事務連絡を事務局よりお願いします。

閉会 17 時 00 分

議事録署名委員 宮城 丈也

議事録署名委員 松本 政隆